

大牟田市建設工事等に係る業者の指名停止等の措置について

指名停止措置

1) 業者名

西武建設(株) 九州支店
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28

2) 事実概要

本件は、西武建設(株)が、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことは、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められることから、令和5年7月21日に国土交通省関東地方整備局から同条第1項に基づく指示処分及び同条第3項に基づく営業停止処分を受けた。

3) 大牟田市の措置

ア) 指名停止措置理由

当該業者が建設業法第15条第2号並びに第26条の規定に違反したことで営業の停止命令を受けたことは、大牟田市指名停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当するので指名停止措置を講ずるもの。

イ) 指名停止措置期間

指名停止措置期間 令和5年9月12日～令和6年1月11日

○大牟田市指名停止等措置要綱 別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 8 一般工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2月以上18月以内

○大牟田市指名停止等措置要綱の運用基準6別表第2関係

(8) 経審虚偽申請は、発注者に対し信頼を著しく損なう行為であることから、一般工事等において建設業法上の監督処分がなされた場合の指名停止期間については、原則として第7号を準用して、市発注工事等において建設業法上の監督処分がなされた場合と同様の指名停止期間を措置することとする。

○大牟田市指名停止等措置要綱 別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 7 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から4月以上18月以内